事例No.	1925
公表年度	R4
団体の属性	都道府県
団体名	福島県

事例区分	公営企業

タグ	・港湾整備事業 ・公共施設活用 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	PPP/PFI

事例内容・タイトル

小名浜港東港地区におけるPFI方式を活用した整備運営

出典

公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集

【福島県】
小名浜港東港地区におけるPFI方式を活用した整備運営

PPP/PFI　港湾整備事業

● 取組の概要

港湾の運営において効率的で質の高いサービスを提供するとともに、新たな設備投資に対する財政負担の軽減を図るためPFI（BOT）方式による整備運営を実施した。

◆総事業費　126億円（民間事業者による負担）

◆背景

- 小名浜港東港地区において、大幅な石炭の取扱量及び品種の増加が見込まれため、高度な荷さばき施設を有する石炭ターミナルの整備運用が必要とされていた。
- 港湾施設の利用者のニーズに的確に対応する施設を整備するために、専門知識を有する民間事業者を活用し、PFI方式の導入を検討することとした。

◆具体的内容

- 民間事業者（特定目的会社）が、高性能な荷さばき施設を整備するとともに、県及び特定ふ頭運営事業者が整備した荷役機械と合わせて施設の一体的な運営を行うこととした。
- 事業期間は20年間とし、民間事業者（特定目的会社）が整備した荷さばき施設については、事業期間終了後に港湾管理者である県に譲渡されるBOT方式を採用した。

◆効果

- 民間資金を活用することにより、県の建設改良費（約150億円）及び維持管理費（約6.6億円/年）の負担が削減された。
- 民間事業者が設計・建設・運営を一体的かつ総合的に実施するため、県が実施する場合よりも整備期間を短縮する（6か月以上）とともに、民間企業の施設運営能力と創意工夫を発揮した効率的な整備、運営が可能となった。

● 取組のポイント

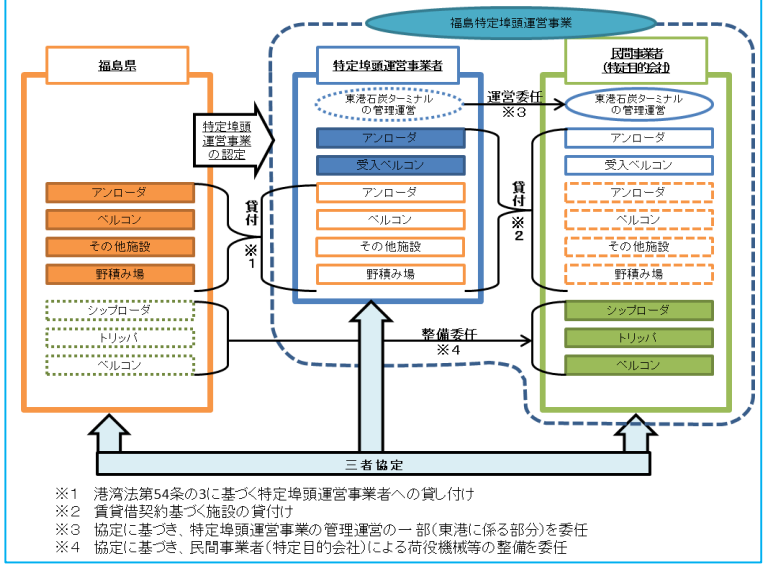
- 県の費用負担を削減するために、民間資金を活用した。
- 整備だけではなく運営までを見越した総合的な設計を行うために、民間事業者の専門的な知見を活用した。
- 港湾施設の効率的な運用のために、民間事業者が整備した荷さばき施設と県及び特定ふ頭運営事業者が整備した荷役機械を一体的に運営することとした。
- 民間事業者の公募にあたっては、やむを得ない事由により民間事業者の事業継続が困難となり、契約が解除となる場合は、民間事業者が整備した施設を、その時点での評価額で県が買取る取決めとする等、事業者のリスク軽減を図った。

福島県土木部港湾課

● 公営企業情報

- 行政区域内人口　1,807,602人（令和4年1月1日時点）
- 行政区域内面積　13,784.14km^2（令和4年1月1日時点）
- 年間取扱貨物量　21,378,090t（令和3年実績）

整備・運営事業のスキーム



※1　港湾法第54条の3に基づく特定埠頭運営事業者への貸し付け
※2　賃貸借契約基づく施設の貸付け
※3　協定に基づき、特定埠頭運営事業の管理運営の一部（東港に係る部分）を委任
※4　協定に基づき、民間事業者（特定目的会社）による荷役機械等の整備を委任

● 取組のスケジュール

- 平成27年度から検討を開始し、平成31年4月に工事に着工した。
- 令和4年6月から小名浜港東港地区石炭ターミナルの全面供用を開始した。

● 今後の展望

- 荷さばき施設の稼働状況や港湾利用者の意見を踏まえて、効率的な施設運営の方法を検討し、小名浜港全体の利便性向上を図る。
- 他の港や施設についても、同じような手法の活用の可能性について検討する。